

ecoでんきプレミアム

(低圧電気供給実施要綱)

2024年4月1日実施

e c o でんきプレミアム

目 次

本 則	1
1 適用条件	1
2 実施要綱の変更	1
3 電源構成	3
4 非化石証書の使用	3
5 電源構成および非化石証書の使用状況のお知らせ	3
6 料 金	3
7 計画電源構成にもとづく電気の供給ができない場合の取扱い	4
8 解約の取扱い	4
9 損害賠償の免責	4
10 そ の 他	4
附 則	6

本 則

1 適用条件

(1) この低圧電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、一般送配電事業者（青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）または配電事業者（以下，一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けるお客さまで，次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ 低圧電気供給実施要綱または選択約款の適用を受けるお客さまであること。

ロ 原則として，当社が電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により提供するサービス（当社が指定するものに限ります。）の適用を受けるお客さまであること。

(2) この実施要綱は，次の地域に適用いたします。

青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県，新潟県

ただし，電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

2 実施要綱の変更

(1) 当社は，次の場合には，民法第548条の4の規定にもとづき，この実施要綱を変更することがあります。この場合には，契約期間満了前であっても，電気料金その他の供給条件は，変更後の低圧電気供給実施要綱によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により，この実施要綱を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの実施要綱を変更いたします。

なお、この実施要綱を変更するまでの間、この実施要綱における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの実施要綱を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この実施要綱を変更する必要がある場合

- (2) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、この実施要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更としない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いた

しません。

3 電源構成

- (1) 当社は、この実施要綱による電気の供給に先だち、この実施要綱により供給する電気が、原則として当社が保有する再生可能エネルギー発電所由来の電気（以下「再エネ電気」といいます。）で構成されるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率（以下「計画電源構成」といいます。）を算定いたします。
- (2) 当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率を算定いたします。

4 非化石証書の使用

当社は、この実施要綱により供給する再エネ電気について、原則として3（電源構成）(1)の再エネ電気由来の非化石証書を使用し、二酸化炭素排出量がゼロの電気といたします。

5 電源構成および非化石証書の使用状況のお知らせ

当社は、3（電源構成）(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および4（非化石証書の使用）の非化石証書の使用状況を、原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

6 料 金

各月の料金は、お客さまが適用を受ける低圧電気供給実施要綱または選択約款（以下「適用実施要綱等」といいます。）によって料金として算定された金額に、(1)によって算定されたCO₂フリー料金を加えたものといたします。

(1) CO₂フリー料金

CO₂フリー料金は、1月につき次によって算定された金額といたします。

$$\text{CO}_2\text{フリー料金} = \text{その1月の使用電力量} \times \text{(2)のCO}_2\text{フリー料金単価}$$

なお、CO₂フリー料金の単位は、1 銭とし、その端数は、切り捨てます。

(2) CO₂フリー料金単価

CO₂フリー料金単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1円87銭
------------	-------

7 計画電源構成にもとづく電気の供給ができない場合の取扱い

当社は、異常渇水、非常変災等やむをえない理由により再エネ電気の供給量が著しく不足した場合には、計画電源構成にもとづく電気の供給ができないことがあります。なお、この場合には、当社は、その理由および変更後の計画電源構成をお客さまにお知らせいたします。

8 解約の取扱い

当社は、次の場合には、解約される日の前日を含む料金算定期間の適用実施要綱等の料金として算定された金額に、その1月のCO₂フリー料金を加えたものをその1月の料金として申し受けます。

なお、既に支払われたCO₂フリー料金は、精算いたしません。

- (1) お客さまの都合によりこの実施要綱による契約を解約される場合
- (2) 当社が、異常渇水、非常変災等やむをえない理由によりこの実施要綱による契約の継続が困難と判断し、この実施要綱による契約を解約する場合

9 損害賠償の免責

7（計画電源構成にもとづく電気の供給ができない場合の取扱い）によって計画電源構成にもとづき電気の供給ができなかった場合または8（解約の取扱い）(2)によって解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

10 その他

この実施要綱に定めのない事項については、低圧電気標準約款および適用

実施要綱等によるものといたします。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、2024年4月1日から実施いたします。

2 この実施要綱の実施にともなう切替措置

この実施要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款21（料金の算定）および標準約款22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。